

平成27年度 事業計画書

(平成27年4月1日～ 平成28年3月31日まで)

N P O 法人キラキラ

1 事業実施の方針

設立次年度の主な活動としては、計画相談支援事業を開始するために、相談員研修を受け、相談支援事業所の立ち上げを行い、相談支援体制を整える。

N P O の活動を通して、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努め、福祉サービス利用者の利益保護及び地域における社会福祉の増進に資する。

計画相談では、生活の中での課題分析を行い、本人の意思決定を尊重し、想いに寄り添い、共に考え、自助、共助、公助の連携で地域支援力を高め、安心安全な暮らしを考える。

障害のある子ども等に対しては、発達段階に応じて計画的に支援していくことにより、計画相談支援の履歴をその後の就学相談やその先の進学先へと丁寧に引き継いでいく。その際、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、情報を共有することで、一貫した適切な指導・支援を可能にする。障害にかかわらずインクルーシブできるよう、全ての子どもに対する支援の場の態度、実践内容、方針の変更を可能な限り実現するように働きかける。

また、保護者が子どもの障害を受け止めて向き合えるよう、保護者の心情に寄り添った丁寧で継続的な相談支援を行う。

講習会・講演会などの実施により意識啓発を行い、地域交流事業や地域活性の為のコンサルティング事業により地域を活性化させ、絆を深め、みんなが気軽に集い相談できる街の総合拠点となることを目指す。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	計画相談の実施及び普及啓発活動	9月より開始	朝霞市	6人	障害者(児)及びその家族、福祉事業所等、各関連機関	2000
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	計画相談の実施及び普及啓発活動	9月より開始	朝霞市	6人	障害者(児)及びその家族、福祉事業所等、各関連機関	2000

障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	地域移行支援・地域定着支援の実施	9月	朝霞市	3人	障害者(児)及びその家族、福祉事業所等、各関連機関	870
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援事業の実態調査	次年度以降	朝霞市近郊	1人	高齢者及びその家族	10
障害者(児)とその家族の活動の支援事業	生活の中での困りごと調査、相談	随時	朝霞市近郊	3人	障害者(児)とその家族	10
講習会・講演会開催事業	講習会(勉強会)・講演会の実施	年2回	埼玉県朝霞市	10人	イベント参加者60人	180
情報提供、発信事業	ホームページ更新	随時	事務所	3人	不特定多数	10
	障害者福祉、地域福祉に関する会議やイベントに出席し、情報提供・収集、ネットワーク作り、本法人の事業内容についての周知を図る	随時	朝霞市近郊	10人	障害者とその家族、福祉事業所、各関連機関	50
地域活性化事業	朝霞ブランドの調査・研究	4月より開始	朝霞市	10人	朝霞市民朝霞市内	0
地域防犯防災事業	障害児(者)に対しての防災・防犯教室、パトロール	年1～2回	朝霞市	5人	障害児及びその家族	100
物づくりと地域交流事業	手作り教室料理教室開催	年6回	埼玉県朝霞市	5人	障害者(児及びその家族、一般市民120人)	110
その他目的を達成するため必要な事業	彩夏祭での出店(物品・食品販売)	8月	朝霞市	20人	朝霞市内	100